

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人名立の100年後を創造する会
- 3 代表者の氏名  
久保埜 光夫
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市名立区瀬戸801番地2号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域の豊かな自然環境の保全と整備にかかわる事業や人々の交流を促進する事業を行うことにより、もって地域の振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 観光の振興を図る活動
  - (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 環境の保全を図る活動